

介護保険住宅改修の手引き

目次

- 1. 介護保険住宅改修の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 住宅改修手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 介護保険住宅改修の種類及び内容・・・・・・・・・・ 6
- 4. 事前協議に必要な書類について（改修工事着工前の協議）・・・・ 8
- 5. 事後申請に必要な書類について（改修工事終了後の申請）・・・・ 12
- 6. 住宅改修箇所の写真についての留意点・・・・・・・・・・ 15

<別紙①>見積書記入例

松阪市役所 介護保険課

《令和7年4月作成》

お問い合わせ先 保険給付係 (0598) 53-4091

1. 介護保険住宅改修の概要

【介護保険住宅改修制度とは】

介護保険制度では、要介護状態区分が要支援1～2または要介護1～5の認定を受けた方が、在宅において自立した日常生活を営むためや、介護者の負担を軽減するために住宅改修費の支給対象となる住宅改修（※対象となる工事についてはP.7参照）を行う場合、申請によりその費用の一部が松阪市から支給されます。~~新築、増築及びリフォーム・修繕工事の補助制度ではありません。~~支給を受けるためには、松阪市へ事前協議が必要となります。（支給までの流れについてはP4・5参照）

松阪市へ事前協議なしに着工した場合や、着工後に事前協議を行った場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

【対象者】

要介護認定（要支援1～2または要介護1～5）を受けており、改修工事の着工日・完了日が認定有効期間内である方

※1 要支援・要介護認定の認定申請前、または要介護認定有効期間外に住宅改修を行った場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

※2 要支援・要介護認定の認定申請中に住宅改修を行った場合は、認定後の支給となります。なお、認定結果が「非該当」となった場合は住宅改修費の支給対象外となり、費用は全額自己負担となります。

【対象となる住宅】

原則として、現に居住する住宅（＝被保険者証に記載された住所地）が対象となります。

※1 被保険者証に記載されている住所地を確認して下さい。

※2 一時的に居住する（住民票の異動をしない）場合は、住宅改修の支給対象になりません。

※3 入院中、または入所中に住宅改修を行った場合は、退院・退所で在宅に戻る事が支給の条件となります。退院・退所日の確認ができ次第、支給します。

【対象となる工事】

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

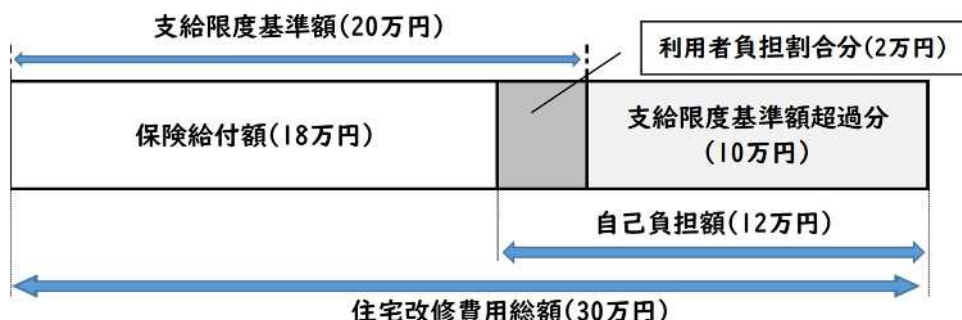
【支給限度基準額】

要介護状態区分にかかわらず、要介護（要支援）者一人当たり20万円が支給対象の上限です。被保険者の負担割合に応じて1割分、2割分または3割分は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円、16万円または14万円が上限となります。20万円の範囲内であれば、数回に分けて利用いただくことも可能です。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については全額自己負担となります。

なお、残高に関する問い合わせは、被保険者またはケアマネジャー、施工業者のみ対応いたします。

例：[30万円の住宅改修を行った場合（申請者の負担割合が1割の場合）]



▶ 次のような場合は、例外的に支給上限額20万円の再度の利用ができます。

①転居して住所が変わった場合（転居リセット）

転居前の住居で支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居については持ち越されず、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。

②要介護状態が著しく重くなった場合の例外（3段階リセット）

住宅改修費が初めて支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合は、例外的に、改めて支給限度基準額が20万円分の住宅改修費が受けられます（下記の3段階リセット表参考）。ただし、「3段階リセットの例外」は1度のみです。また、リセット前の支給限度基準額に残額があっても持ち越しはされません。

「要介護状態を基とした段階」

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は経過的要介護(要支援)

「3段階リセット表」

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	区分支給限度基準額がリセットとなる追加の住宅改修着工日の要介護状態
要介護2	要介護5
要支援2 又は 要介護1	要介護4 又は 要介護5
要支援1 又は経過的要介護(要支援)	要介護3、要介護4 又は 要介護5

【支給方法】

支払方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

「償還払い」…工事完了後、改修にかかった費用を施工業者に全額支払っていただき、給付対象金額から被保険者の介護保険自己負担割合分（1割、2割または3割）を差し引いた9割、8割または7割の金額が、後日、松阪市から被保険者へ給付されます。

「受領委任払い」…市に登録のある業者にて工事をされた場合は、工事完了後、介護保険対象の住宅改修にかかった費用（給付対象金額）の内、ご自身の介護保険自己負担割合に応じた自己負担分（1割、2割または3割）のみを施工業者にお支払いいただきます。残りの9割、8割または7割の金額については後日、市から施工業者へ支払います。

※ 施工内容に給付の対象外の内容が含まれる場合は、給付対象外費用と自己負担分の合計金額を業者へお支払いいただくこととなります。

【住宅改修に関する注意点】

(1) 工事について、老朽化による修理・修繕や将来的に必要と推測される内容の工事は支給対象となりません。また、新築及び増築に伴う住宅改修工事も対象となりません。

(2) 要介護認定の申請中、または被保険者が入院・入所中の場合でも事前協議は受けることができます。ただし、支給申請は被保険者の要支援・要介護度が確定後または退院・退所後になります。認定結果が非該当や、退院・退所に至らなかった場合は支給の対象となりません。

ケアマネジャーや施工業者は、改修前に被保険者及び被保険者の家族等にその旨を十分に説明し、理解を得てください。

(3) 改修する住宅に複数の被保険者がいる場合は、改修箇所が重複しないように気をつけてください。また、同一箇所の工事費を按分することはできません。

(4) 被保険者または家族自らが改修工事を行う場合には、材料費のみが支給対象となり、人件費や取り付け等に係る手間賃は対象となりません。工事費内訳書は、必要な材料の明細（寸法や個数、型番など）を記載してください。事前協議に購入予定店舗発行の見積書を添付してください。

材料の購入は、事前協議終了後に行っていただき、購入資材の名称が記載された被保険者名義の領収書を支給申請の際に提出してください。レシートは原則認められません。

※ ホームセンター等で材料をご購入の際にポイントが付与された場合は、付与換算額は支給額から差し引きます。（例：10ポイント付与（1ポイント10円相当）→100円差し引く。）

(5) 改修したものに関しては、目的外の利用をしないようにしてください。

（例）手すりをタオル掛けとして使用、滑り防止で変更した床にカーペットをひく等

(6) 本手引きに記載のない内容やご不明な点等が発生した場合は、事前に松阪市までご相談ください。

2. 住宅改修手続きの流れ

1 相談・施工業者の選定

要介護認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、担当のケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。

※ 担当のケアマネジャーがいない場合については、管轄の地域包括支援センターまたは施工業者へご相談ください。



2 事前申請 ⇒ 支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します

次の書類を提出し、事前の申請を行います。(P.8～11/P.15～16をご確認ください。)

- ①事前協議書 ②住宅改修が必要な理由書
- ③工事費の見積書(被保険者本人宛のもの) ④改修予定箇所の着工前写真(日付入りのもの)
- ⑤住宅の平面図 ⑥住宅所有者の承諾書(住宅所有者が被保険者本人以外の場合)

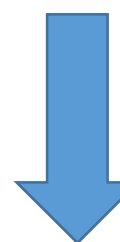
※ ①～⑤については必ず提出が必要です。



3 事前申請の承認

申請書類の審査後、松阪市から申請者へ着工許可の通知を郵送にて行います。申請者が被保険者本人の場合、通知に記載のある工事内容・支給金額等の確認をし、その旨を施工業者へご連絡ください。

※ 松阪市からの事前承認決定後に、工事内容・金額・施工業者等の変更、工事を取りやめる場合には速やかに松阪市介護保険課へご連絡ください。
※ 工事完了後に変更があったことが判明した場合は、給付対象外となりますのでご注意ください。



4 工事の着工・完了、改修工事費用の支払い

改修工事の実施後、施工業者へ代金を支払い、領収証を受け取ります。

▽ 業者へ支払う代金は申請の種類によって異なります。

〈償還払い〉 → 改修工事費用全額

〈受領委任払い〉 → 事前承認された支給対象金額の自己負担割合分のみ

(※但し、支給限度額20万円の上限を超えたり、保険対象外の工事が含まれたり、支給対象外の金額が発生する場合は、その金額を足した金額となります。)

※ 施工後は、適宜担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。



5 工事完了後の申請

次の書類を提出し、申請を行います。(P.12～14/P.17をご確認ください。)

- ① 住宅改修費支給申請書兼請求書
- ② 改修箇所の着工後写真(日付入りのもの) ③ 領収書

※ 領収証の原本の返却を希望される場合は、予めコピーと一緒にご提出ください。
(コピーのみの提出は不可。)

6 支給

工事改修後の申請が承認された後、住宅改修費の給付を行います。

〈償還払い〉の場合

被保険者本人へ決定通知書を送付し、支給申請書兼請求書に指定された金融機関口座へ振込みをします。

〈受領委任払い〉の場合

施工業者へ決定通知書を送付し、予め指定された施工業者の金融機関口座へ振込みをします。

【留意点】

(1) 介護保険法による住宅改修は、ケアマネジャー等の専門的な視点から判断した、被保険者が自立した生活を営むにあたり必要最低限なもの且つ、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修のみが支給対象となります。施工業者、被保険者及び被保険者の家族等の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。そのため、まず被保険者及び被保険者の家族の方と改修の相談を受けたケアマネジャー(もしくは包括支援センター職員等)で十分に協議を行った上、関係業者の協力を得て進めてください。

(2) 相談を受けたケアマネジャー(もしくは包括支援センター職員等)は、住宅改修に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動動線、住宅の状況及び福祉用具の導入状況など総合的に勘案し、必要な住宅改修の改修内容、箇所を検討してください。

(3) 事前協議時と改修内容や改修箇所が変わっていた場合、事後申請時に介護保険対象外となることがあります。改修工事の変更については必ず松阪市へご連絡ください。

3. 介護保険住宅改修の種類及び内容

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関等から目的地までの通路等に転倒予防もしくは移動、または移乗動作の助けになることを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。付帯工事として、手すりの取付けのための壁の下地補強が認められています。

※ 転落を予防するために手すりをつけたいとのご相談がありますが、手すりはあくまでも移動時の支えとしての役割を果たすものであり、誤った使用方法により、重大事故につながる可能性がありますので承認できません。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、床のかさ上げ等が想定されています。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されています。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

※ ドアノブの変更申請において、取っ手が壊れ外れているものを、レバーハンドル等に変更する内容のものが散見されますが、修繕工事に該当するため、住宅改修の支給対象外となります。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える場合や既存便器の位置や向きを変更する工事が想定されています。

※ 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の追加は認められません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。

※ 和洋式変換便座によって、すでに洋式化されている便器を洋式便器へ取り換える改修は対象となりません。

⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

▷ 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

▷ 段差の解消

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

▷ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

▷ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

▷ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係わるものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

※付帯工事は最低限必要な部分のみです。

★2階等へのフロア移動のための階段手摺について

手すりがないと昇降動作が難しい身体状況で、日常的に階段の昇降をされるのは、転落事故等につながる可能性を大いに含んでいるため、推奨できません。ご申請の前に、まず1階での生活に変更することができないかを考え、それができない場合は、どうしても2階に行かなければならない理由を理由書に記載してください。

★床のかさ上げや床材変更時の対象外部分について

床のかさ上げや床材変更を行う部分で移動させることがないと考えられるものが置いてある部分、または改修後置く予定のある部分の対象外とします。見取図にそれらの寸法をお示しいただくとともに、測量器具で計測した写真を提出いただき、見積書作成時に対象部分と対象外部分の費用を区分する必要があります。※事前協議時に申告してください。

（例）台所の冷蔵庫、玄関の下駄箱、脱衣所の洗濯機等の設置部分

★コンクリートを敷設する等の床材変更やスロープの幅員について

住居や身体状況により、動線として使用する最低限の幅員として原則1.0mまでを対象とします。1.0mを超えた幅が必要となる場合は、事前協議の際申し出てください。

★付加機能付きの製品を設置する場合は？

⇒ペーパーホルダー付手すり、ウォシュレット付き便座等、保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、見積書作成時に対象部分と対象外部分の費用を区分する必要があります。区分できない場合は支給対象外となります。

★支給対象外工事をあわせて行う場合は？

⇒見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

★処分費について

⇒処分費は支給対象外です。「撤去処分費」など住宅改修費の支給対象となる費用と対象外の費用が区分できない場合は、支給対象外となります。

4. 事前協議に必要な書類について（改修工事着工前の協議）

住宅改修の事前協議については、次の①～⑦の書類が必要となります。

① 事前協議書

▷ 所定様式の「居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）協議書」であること。（鉛筆や消えるインクを使用した筆記具での記入は不可）

※ 償還払い申請の場合は「居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）協議書」、受領委任払い申請の場合は「代理受領に伴う居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）協議書」を用いること。（異なる様式での申請は受理できかねますので、必ずご確認の上ご提出ください。）

○ 償還払い用申請書

		提出日： 年 月 日	
居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）協議書			
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		性別	介護度
生年月日	昭和 年 月 日	電話番号	

○ 受領委任用申請書

様式第3号（第7条関係）		提出日： 年 月 日	
代理受領に伴う居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）協議書			
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		性別	介護度
生年月日	昭和 年 月 日	電話番号	

② 住宅改修が必要な理由書

▷ 被保険者と契約されている居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員か福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が被保険者の身体状況等に応じて作成したものに限りします。

③ 住宅改修工事費の見積内訳書（記載例は別紙①をご覧ください）

※ 複数の施行業者から見積りを取る等して、被保険者に不利益がないようにしてください。

- ▷ 住宅改修の支給を受けようとする被保険者名義（フルネーム）の見積りであること。
- ▷ 施工する者の名称（会社名または氏名）が記載されていること。
- ▷ 施工場所の住所（被保険者の住所と同じ）が番地まで記載されていること。
- ▷ 内訳においては、工事内容が分かるよう、材料費、施工費、諸経費等が適切に区分されており用途が分かること。

※ 材料費について、セット販売商品以外は各材料の単価が分かるような記載をお願いします。

※「手すり設置一式」や「段差解消工事一式」等のあいまいな表記はおやめください。

▷ 介護保険法の対象になる改修工事以外にも同時に行う場合には、対象工事と対象外工事の内容が、明確に分離、区分記載がされていること。

▷ 見積書の有効期限が切れていないこと。

④ 住宅改修工事を予定している箇所の事前写真

▷ 写真内に撮影日が入っていること。

※ 黒板や紙などに日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して写真を撮影してください。（写真上及び写真欄外への手書き及びパソコンに取り込んだ写真への画像加工による日付記入は不可とします。）

▷ 改修予定箇所については、写真上に図等で改修後のイメージを記入してください。

▷ 改修予定箇所が明確にわかること。（ピントがあっていない、暗すぎる写真、改修箇所の一部分しか写っていない写真等は改修箇所の状況が確認できないため添付写真として不適切です。）

※ 写真の撮り方についての留意点をP.16～18に掲載しますので参照してください。

⑤ 住宅の平面図

▷ 改修箇所及び内容が明示されているもの。

▷ 被保険者の移動動線等が分かるもの。（家全体の平面図）

※ 改修内容によっては、寸法の入った図面や断面図を用意してください。

（例）段差の改修で踏み台を設置する場合の踏み台のサイズについて、図面に記載する。

床のかさ上げ、または滑り防止等による床材の変更をする場合は、改修箇所の幅・長さ等を図面に記載する。

※ 写真と一致しない平面図が散見されます。できる限り大きさや位置など正確な図面をご用意ください。

⑥ 住宅改修の承諾書

▷ 改修を行う住宅の所有者（登記名義人）が被保険者でない場合は所有者の承諾書が必要です。

※ 所有者が既に亡くなっており、名義変更をしていない場合は相続人全員の承諾書が必要です。

▷ 共有名義の場合は名義人全員の承諾書が必要です。

▷ 承諾書への連名記載は不可です。

▷ 市営または県営住宅の場合には、管理者である担当部署（住宅課等）の改修許可書が必要です。事前協議書とともに提出してください。

▷ 住宅の所有者が家族の場合と賃貸の場合では承諾書の種類が異なりますのでご注意ください。

○ 所有者が家族の場合

住宅改修承諾書 2	
	年 月 日
住宅改修の承諾書	
(住宅所有者) 住 所 氏 名	
印	
私は、下記表示の住宅に、(被保険者) が 別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書」の住宅改修を 行うことを承諾いたします。 住宅改修を行う住宅（所在地）	

○ 賃貸の場合

住宅改修承諾書							
	年 月 日						
住宅改修の承諾についてのお願い							
(賃貸人) 住 所 氏 名							
様							
(賃借人) 住 所 松阪市 氏 名							
町 印							
私が賃借している下記（１）の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修費支給申請書兼請求書」の通り行いたいので、承諾願います。 記							
（１）住 宅	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住戸番号</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地		住戸番号	
名 称							
所 在 地							
住戸番号							
（２）住宅改修の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">個所・部位</td> <td style="width: 70%;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table>	個所・部位	内 容				
個所・部位	内 容						
承 諾 書							
上記について、承諾いたします。							

【事前協議に関する注意点】

事前協議時に関係書類を全て預かり、後日事前協議完了の連絡をいたします。

(1) 窓口にて、改修内容について具体的にお聞きする場合がありますので、申請者の方は、説明ができるよう、事前に協議資料（図面・見積書等）の内容の確認・把握をお願いします。

(2) 事前協議の終了後、見積金額や工事内容を変更する場合には、軽微なものであっても必ず工事着工前に松阪市役所までご連絡ください。再協議を要する場合があります。

また事前協議終了後、市への相談なしに工事内容に変更があった場合は給付の対象外となる場合がありますので、必ず遵守してください。

(3) 事前協議は住宅改修の内容等が保険給付の対象となるかを事前に確認したものであり、給付を確約するものではありません。事後申請時に実際の改修内容を確認し、保険の対象と認められない状況になった場合は給付の対象となりません。

5. 事後申請に必要な書類について（改修工事終了後の申請）

事後申請には以下の①～④の書類が必要となります。

※ 作成するにあたり留意いただく点は、『どの場所がどのように変わり、どれだけの費用を要したか』を書類で提出していただくことです。

① 住宅改修費支給申請書

▷ 所定様式の「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書」であること。（鉛筆や消えるインクを使用した筆記具での記入は不可）

※ 償還払い申請の場合は「居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書」、受領委任払い申請の場合は「居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書（受領委任払い用）」を用いること。（異なる様式での申請は受理できかねますので、必ずご確認の上ご提出ください。）

▷ 書類に訂正が生じた時には、申請者の名による訂正印を押印すること。（ただし、改修にかかった金額の訂正は不可。）修正液や修正テープでの修正は認められません。

○ 償還払い申請の場合

様式第18号（第18条関係） 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書									
フリガナ		保険者番号		松阪市 2 4 2 0 4 0					
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日		明・大・昭 年 月 日生		性別		男・女		要介護度	
住所		〒 松阪市 町 番地		電話番号 ()					
住宅の所有者		被保険者との関係 ()							
改修の内容・箇所及び規模		業者名							
		着工日		年 月 日					

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協・漁協	本店 支店 出張所	種 目
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	フリガナ		
	口座名義人		
委任状	居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する一切の権限を次の者に委任します。		
	委任者（被保険者） 印		
	受任者（口座名義人） 印		

振込先が被保険者本人の口座でない場合は、こちらの委任欄に、被保険者と受任者の記名押印が必要です。

○ 受領委任払い申請の場合

様式第19号(第18条関係)

【受領委任払用】

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼請求書											
フリガナ				保険者番号	松阪市	2	4	2	0	4	0
被保険者氏名				被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	介護度				
住所	〒 松阪市			町	番地	電話番号 ()					
住宅の所有者	本人との関係 ()										
改修の内容・ 箇所及び面積					業者名						
					着工日	年	月	日			

完成した月に担当ケアマネジャーによる居宅介護支援の算定がある場合は、担当ケアマネジャーによる現場の確認と確認欄の記載押印が必要となります。サービス利用があるか、提出前にご確認をよろしくお願いいたします。

ちよ銀行・郵便局以外)	農協・漁協	店
	金融機関コード	
	フリガナ	
	口座名義人	
指定居宅介護支援事業者確認欄	上記の申請については、介護保険法第115条第1項第2号に規定する要件を満たしていること及び支給の申請手続が適正であることを確認した。	
	住所	居宅介護支援専門員氏名
	事業者名	
市記入欄		
保険対象額	支給決定額	
		課長 主幹 係長 主任 担当

② 改修工事終了後の写真

▷ 写真内に撮影日が入っていること。

※ 黒板や紙などに日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して写真を撮影してください。(写真上及び写真欄外への手書き及びパソコンに取り込んだ写真への画像加工による日付記入は不可とします。)

③ 住宅改修に要した費用の領収書

- ▷ 原本であること。
 - ▷ 住宅改修の支給を受けようとする被保険者名義（フルネーム）の領収書であること。
 - ▷ 但し書欄に「介護保険による住宅改修工事代」等、住宅改修対象工事と分かる記載があること。
 - ▷ 〈償還払い〉の場合は、総工事費用の領収書、〈受領委任払い〉の場合は、自己負担割合分の金額の領収書が必要となる。
- ※ 介護保険による対象外工事もあわせて実施し、総額による領収書の場合には、但し書欄に「介護保険による住宅改修工事代〇〇〇円を含む」等の記載があること。
- ▷ 領収日が工事完成後の日付であること。

例：〈領収書（受領委任払い工事にて上限金額が越えた場合）〉

領 収 書	
令和〇〇年〇月〇日	
松阪 太郎 様	
¥ 210,000 -	
但し 住宅改修費 自己負担金額(1割分)20,000 円 、超過分 190,000 円 を含む	
上記金額正に領収いたしました	
収入 印紙	(株) ◇◇工務店 〒515-〇〇〇〇 松阪市◆◆町▲▲▲▲
	店工◇ 印務◇

※ 収入印紙につきましては、印紙税法に基づき、適切な添付・押印をお願いします。

④その他

- ▷ 窓口での聞き取りの際、または許可連絡の際に保険者（松阪市）が依頼した追加書類等。
- （例）床材変更工事の際、タンスやベッドなどの家具等を除いた床の状態や部屋の四隅が確認できる施工前の追加写真。
- ※ 依頼内容について、書類等が揃っているか申請前にご確認をお願いいたします。

6. 住宅改修箇所の写真についての留意点

○ 住宅改修工事箇所の改修前・改修後の写真撮影についての留意点を以下にまとめました。

【住宅改修工事前の写真撮影について】

- ・改修工事を予定している箇所がどのような場所(玄関、トイレ、浴室等)で、どのような状況(段差がある、手を添える物がない等)であるか分かるような写真が必要です。
- ・ピントがあっていない、暗すぎる写真、改修箇所の一部分しか写っていない写真等は、改修箇所の状況が確認できないため添付写真として不適当です。
- ・改修後の写真が改修前と全く様子が変わってしまう改修を予定している場合は、変化しない部分も一緒に写り込むように引いたアングルで撮影してください。

それぞれの改修工事に関して以下の点をふまえて撮影してください。

① 手すりの取付け

- ・取付け予定箇所全体（例えばトイレや玄関等が分かるように）が写るようにしてください。
 - ・長い手すり写真1枚では入りきらない場合は、数枚に分けて起点終点が分かる写真が必要です。
- ※ 取付け予定箇所の壁のみが写った写真は添付書類として不適当です。例えば、動線上に手すりを取り付ける場合、それが被保険者にとって必要な動線であることが分かる写真が必要です。

（例）洗濯物を干すために階段に手すりを設置する必要がある場合

⇒ 2階に洗濯物干し場があることが分かる写真

（例）トイレ内の移動や便座からの立ち座り動作を行うために手すりの設置が必要な場合

⇒ 取付け予定箇所と便座が写っている写真

（例）外にトイレがあるため、勝手口に手すりが必要な場合

⇒ 外トイレへ向かう動線、外トイレの写真

▷ 手すりの取付け理由が段差の昇降である場合、写真において段差部分が確認できれば、測量器具で計測した写真は不要です。（改修項目が段差の解消ではないため）

（例）上り框を昇降するために、壁に手すりを設置する場合

⇒ 手すり設置部分の壁と上り框全体が写っており、段差があることが写真上で確認できれば測量器具で計測した写真は不要です。ただし段差高が写真上では不明な場合は、測量器具で計測した写真を添付してください。

② 段差の解消

・段差部分に測量器具をあて、段差高が分かる写真が必要です。

※ スケール等の先端が床に付いている状態が写るように、また測量器具の数値が分かるようにしてください。

※ スロープや踏み台の設置の際、ネジや強力接着シールが内側（下側）になる場合は、内側（下側）が見えるように工事途中の写真も撮影してください。設置個所が複数ある場合は、それぞれの設置個所について写真を撮影してください。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

▷ 改修後のイメージ図もしくは平面図に寸法を記載いただいた上で、施工箇所の幅・奥行き等を測量器具で測定した写真が必要です。

▷ 床材変更工事の場合は、床材を変更する箇所（部屋）の床全体が把握できるように撮影してください。上敷きや絨毯、カーペット等が敷いてある場合は、はずした状態で撮影してください。

④ 引き戸等への扉の取替え

▷ 必ず扉全体を写してください。また、改修する扉が住宅のどの部分か（どこの扉なのか）分かるように撮影してください。

（例）トイレの扉を改修する場合、扉を半分開け、扉と便座が写るように撮影してください。

▷ 戸車の変更の場合は、工事前後の戸車部分の写真が必要です。

▷ レバーハンドルへの変更の場合は、工事前のドアノブの写真が必要です。（両側の変更であればそれぞれの写真が必要です。）

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

▷ 改修前の状況が分かる写真が必要です。洋式便器への取替えに伴い、床材の変更や段差解消を実施する場合、床材の変更と段差解消については同じ写真で兼ねられますが、床材の変更については平面図または見積書に寸法を記載していただくか、測量器具をあてた幅・奥行きが分かる写真が必要であり、トイレマットや床上においてある荷物等は除いた上で撮影ください。また、段差の解消については、段差部分を測量器具で測り、段差高が分かる写真が必要です。

⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

▷ 見積書等と照らし合わせながら、それぞれの場合に必要な写真を撮影してください。

【住宅改修工事終了後の写真撮影について】

○ 改修前（事前協議の提出写真）に撮影した箇所の写真と同じ位置で撮影し、改修後の変化がわかる写真が必要です。

改修後の写真について、特にご注意ください点を以下にまとめました。

② 段差の解消

▷ 段差が解消されたことを確認するために、段差解消部分に測量器具をあてることで段差高が分かる写真が必要です。

※ 改修後に段差が解消され、段差高が0センチになった場合も、測量器具で計測し、段差がないことが分かる写真が必要です。

▷ 踏み台の設置及びスロープを設置する場合は、アンカーボルト等で固定されている部分の写真が必要です。

※ 固定されていない場合は、住宅改修の支給対象外となります。

※ 内側で固定する（固定部分が外側から確認できないもの）場合は、工事中に内側の固定部分を撮影したものを合わせてご提出ください。

▷ 床のかさ上げについて、事前で示した寸法どおりにできているか確認するため、横幅・奥行きを測量器具で計測した写真が必要です。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更

▷ 事前で申請があった寸法どおりにできているか確認するために、改修箇所の横幅・長さを測量器具で計測した写真が必要です。

▷ 塗料の塗布等で改修前と改修後の見た目が変わらない場合は、工事施工中の写真が必要です。

④ 引き戸等への扉の取替え

▷ 戸車の変更の場合は、工事後の戸車部分の写真が必要です。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

▷ 改修後の状況が分かる写真が必要です。洋式便器への取替えに伴い、段差解消や床材の変更を実施した場合は、上記の段差の解消、床材の変更時と同じ対応が必要となります。

別紙① 松阪 太郎 様宅 住宅改修工事御見積書 場所：松阪市殿町 1340 番地 1 (株)◇◇工務店

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	被保険者名、住所地、施工業者名をご記載ください。					介護保険対象部分				算出根拠
								数量	単位	単価	金額	
(1)手すり取付	①	廊下	(材料費)	材料費・施工費を別で記載してください。				1	本	1,375	1,375	500mm使用 (定価11,000円×0.125)
				社製 直受けエンドブラケットスリム35				2	個	1,800	3,600	
			(施工費)	上記施工取付費				1	式	2,000	2,000	
(1)手すり取付	②	玄関	(材料費)	▲▲社製 φ35木製手すりディンプル棒 L=550×1800								「一式」表記では、どのような材料をどれだけ使用 されるか分かりません。 セット売りのものでなければ、必ずそれぞれの部材 に分けてご記載ください
				φ35横受けブラケット								
				φ35 エンドブラケット(木製用)								
				φ35 エルボブラケット								
			(施工費)	上記施工取付費								
(1)手すり取付	③	屋外	(材料費)	○○社製 φ34フリーRレール曲線用手すり棒 L=3000mm					本	15,800	15,800	
				○○社製 埋め込み式支柱 BJ-00ST				3	本	9,200	27,600	
				○○社製 埋め込み式コーナー支柱 BJ-01ST				1	本	17,200	17,200	
				○○社製 壁付ブラケット BJ-02ST				1	個	5,900	5,900	
				○○社製 エンドキャップ2個入				1	式	4,400	4,400	
			(施工費)	上記施工取付費				1	式	24,000	24,000	
(2)段差解消	④	勝手口	(材料費)	◆◆社製イレクター製片側手すり付きステップ 台(2段) 幅700mm×奥行570mm×高さ280mm(140 mm+140mm) 寸法オーダー品				1	式	72,000	72,000	
踏み台設置			(施工費)	上記施工取付費				1	式	8000	8,000	
(2)段差解消	⑤	廊下	(材料費)	床下地 合板12mm 1.85×0.95				6	枚	2500	15,000	
床上げ工事				床仕上げ材 化粧材○○ 12mm				9	m ²	5500	49,500	
				巾木 化粧シート L=4m				1	本	1600	1,600	
				消耗品費 ボンド・フローアネイル等				1	式	6000	6,000	
			(施工費)	上記施工取付費				1	式	20000	20,000	

※1)住宅改修の種類; (1)手すりの取り付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取換え(5)洋式便器等への便器の取替え

※2)名称; 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

別紙①									
住宅改修の種類	写真等番号	改修場所	名称(※2)	商品名-規格-寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
					数量	単位	単価	金額	
(2)段差解消	⑥	玄関ポーチ	(材料費)	生コンクリート	0.432	m³	50000	21,600	長さ7.2m×幅1m×高さ0.06m
スロープ設置				型枠材	16.4	m	800	13,120	
(6)付帯工事			(施工費)	既存土間研り工事					
(6)付帯工事				砕石転圧工事					
(6)付帯工事				下地ワイヤーメッシュ					
				コンクリート打設工事					
(3)床材変更	⑦	洗面所		〇〇製 防滑加工クッションフロア材	1.38	m²	3,550	4,899	洗面台0.75×0.575分を除く
				床下地 合板12mm 1.85×0.95	1	枚	2500	2,500	
			(施工費)	上記施工取付費	1	式	5,000	5,000	
(4)扉の取り換え	⑧	浴室	(材料費)	〇〇製 アルミ二枚折れ戸 1790×647	1	式	61,250	61,250	
			(施工費)	枠回りコーキング処理	1	式	2,500	2,500	
				引き戸施工取付費	1	式	24,373	24,373	
				既設ドア撤去作業費	1	式	6,250	6,250	
(5)洋式便器等への便器の取替え	⑨	1階トイレ	(材料費)	〇〇製 洋式便器 品番abc-AB123	1	式	59,300	59,300	
				〇〇製 防滑加工クッションフロア材	1.4	m²	3,550	4,970	長さ1.72m×幅0.815m
				床下地 合板12mm 1.85×0.95	1	枚	2500	2,500	
			(施工費)	便器施工取付費	1	式	9600	9,600	
(6)付帯工事				和式便器撤去	1	式	4,800	4,800	
(6)付帯工事				床解体作業	1	式	12,000	12,000	
				配管移動作業	1	式	7200	7,200	
				床材変更施工取付費	1	式	15000	15,000	
			小計					356,575	
			諸経費					65,415	
			合計					421,990	
			消費税					42,199	
			総合計					464,189	

(※1)住宅改修の種類; (1)手すりの取り付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取換え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称; 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること